

1. 自家用電気工作物の保安規制

電気事業法（以下「法」という。）は、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全の確保及び環境の保全を図ることを目的として、自家用電気工作物を設置する者に対して、自主的な保安体制を確立させるために以下のような義務を課しています。また、自主保安体制を確立させる一方で、国が工事計画の審査、安全管理審査、事故報告等の徴収、立入検査、技術基準適合命令等の自主保安の補完及び直接監督を行っています。

- (1) 経済産業省令で定める技術基準※に適合するよう維持する義務
- (2) 保安規程を定め、届け出ること。また、設置者及びその従業員はこれを遵守する義務
- (3) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、主任技術者を選任し、届ける義務
- (4) 電気工作物を設置するものは、省令で定めるところにより自主検査（使用前、使用前自己確認、溶接、定期）を行い、その検査結果を記録する義務

※技術基準については、法第39条の規定により、自家用電気工作物の設置者に対して、その自家用電気工作物を技術基準に適合するよう維持することが義務づけられており、主な省令としては次の基準が定められています。

- ①電気設備に関する技術基準
- ②発電用火力設備に関する技術基準
- ③発電用風力設備に関する技術基準
- ④発電用水力設備に関する技術基準

【自家用電気工作物に対する保安規制体系】

